

## 土地の分譲の紹介に関する協定書

和歌山市（以下「甲」という。）と大阪府宅地建物取引業協会なにわ京阪支部（以下「乙」という。）とは、甲の所有する土地の分譲の紹介に関し次のとおり協定し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 甲は、甲の所有する次の各号に掲げるスカイタウンつつじが丘の宅地（以下「宅地」という。）及びスカイタウンつつじが丘の事業系用地（以下「事業系用地」という。）の分譲の紹介（以下「紹介」という。）を乙の会員である宅地建物取引業者（以下「会員」という。）に依頼するものとする。

- (1) スカイタウンつつじが丘第1期分譲宅地
- (2) スカイタウンつつじが丘第2期分譲宅地
- (3) スカイタウンつつじが丘第3期分譲宅地
- (4) スカイタウンつつじが丘第4期分譲宅地
- (5) スカイタウンつつじが丘第5期分譲宅地
- (6) 新たに分譲したときは、公募から1か月を経過した宅地及び事業系用地

第2条 乙は、前条の紹介が円滑に行われるよう会員に指導助言を行うものとする。

第3条 甲が独自に宅地を分譲しようとする場合は、乙に通知するものとし、甲乙相互に連絡を密に行うものとする。

第4条 会員が紹介を行う場合は、この協定及び別紙紹介手続基準に基づき行うものとする。

第5条 乙は、会員に対し、この協定及び紹介手続基準の内容その他必要な事項を周知徹底するものとする。

第6条 会員が、この協定及び紹介手続基準に違反した場合は、甲、乙協議のうえ、紹介業務を打ち切ることができる。

第7条 会員が紹介にあたり、故意又は過失により宅地購入者に迷惑を与えた場合は、会員の責任において措置するものとする。

第8条 甲、乙及び会員は、この協定の遂行にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第9条 甲及び乙は、紹介に係る連絡責任者をそれぞれ1名指定し相互に通知するものとし、変更した場合も同様とする。

第10条 この協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 4年 7月 5日

甲 和歌山市七番丁23番地

和歌山市

和歌山市長 尾花正啓

乙 大阪府大阪市都島区東野田町4丁目6番22号

ニッセイ京橋ビル3F

大阪府宅地建物取引業協会 なにわ京阪支部

支部長 樋口茂俊

## 紹介手続基準

- 1 会員は、宅地または事業系用地の購入を希望する者（以下「申込者」という。）があった場合は、宅地譲受申込書（事業系用地にあつては別に定めることとする。）にスカイタウンつつじが丘宅地分譲紹介報告書（別記第1号様式）を添付し、乙を経由のうえ甲に提出するものとする。
- 2 甲は宅地譲受申込書並びにスカイタウンつつじが丘宅地分譲紹介報告書を受理し、必要と認めたときは、申込者の意思確認を行なうことができるものとする。
- 3 紹介の成立は、土地売買契約を締結し所有権移転が完了したときにおいて、紹介があったものとし、甲は速やかに乙にその旨を通知するものとする。
- 4 甲は、紹介が成立した場合は、紹介に係る宅地の売買代金の100分の3及び消費税に相当する額を、また事業系用地にあつては売買代金の100分の1及び消費税に相当する額（この場合の上限は1,000万円及び消費税に相当する額とする）を手数料として会員に支払うものとし、会員は申込者に対し名目の如何を問わず一切の金品を請求できないものとする。なお、上記3%（事業用地の場合は1%）に相当する金額は1,000円未満を切り捨てとする。
- 5 会員は、紹介が成立したとき、紹介手数料の請求を甲に行うものとし、甲は請求書を受理した後、速やかに会員に支払うものとする。

別記様式第1号

スカイタウンつつじが丘宅地分譲紹介報告書

別紙宅地譲受申込書の申込人を紹介した旨報告いたします。

紹介宅地番号				
会	商号			
	又は名称			
員	事務所の			
	所在地			
	代表者		免許	
	氏名		番号	
令和 年 月 日				
大阪府宅地建物取引業協会 なにわ京阪支部				
支部長 樋口 茂俊				